

学校職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
令和元年十一月二十九日

徳島県人事委員会委員長 祖 川 康 子

学校職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の給料等の支給に関する規則（規則六 二四）の一部を次のように改正する。

第十五条第四号を削り、同条第五号中「法第五十五条の二第一項ただし書に規定する許可」を「専従許可」に改め、同号を同条第四号とし、同条中第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七 大学院修学休業をしている職員

第十五条中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号を第九号とする。

第十六条第二号中「（臨時職員又は非常勤職員を除く。）」を削り、同号口を次のように改める。

口 職員の給与に関する条例（昭和二十七年徳島県条例第二号）の適用を受ける職員（以下「一般職員」という。）

第十六条第二号に次のように加える。

八 徳島県地方警察職員の給与に関する条例（昭和二十九年徳島県条例第二十七号）の適用を受ける職員（以下「警察職員」という。）

二 知事等の給与に関する条例（昭和二十七年徳島県条例第六十号）の適用を受ける者（以下「特別職の者」という。）

ホ 教育長の給与その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和四十年徳島県条例第三十四号）の適用を受ける職員（以下「教育長」という。）

ヘ 技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和三十一年徳島県条例第六号）の適用を受ける職員（会計年度任用職員を除く。以下「技能労務職員」という。）

ト 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和四十一年徳島県条例第六十六号）の適用を受ける職員（会計年度任用職員を除く。以下「企業職員」という。）

チ 病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成十六年徳島県条例第六十五号）の適用を受ける職員（会計年度任用職員を除く。以下「病院事業職員」という。）

第十六条第三号中「（非常勤職員を除く。）」を削る。

第十八条中「常勤の学校職員、法第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項の規定により採用された学校職員（以下「再任用学校職員」という。）で同項に規定する短時間勤務の職を占める学校職員（以下「再任用短時間勤務学校職員」という。）」を「学校職員」に、「もつとも」を「最も」に改める。

第十九条第二項第一号中「、第四号及び第五号」を「及び第四号」に改める。

第二十条第一項第一号に次のように加える。

チ 法第二十二条の二第一項第二号に掲げる職員（他の地方公共団体の公務員を除く。）

第二十条の二第二項中「ト」を「チ」に改める。

第二十一条第一号中「休職者。ただし、「を」休職にされている職員）」に、「除く。」

」を「除く。」に改め、同条第二号中「から第五号まで、第九号及び第十号」を「、第四号及び第七号から第九号まで」に改め、同条第五号を削る。

第二十五条第二項第一号中「から第五号まで」を「及び第四号」に改める。

第二十六条第一項中「第二十条第一項」の下に「（第一号子を除く。）」を加える。

第二十七条第一項中「再任用学校職員」を「法第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項の規定により採用された学校職員（以下「再任用学校職員」という。）」に改める。

第二十七条の三第一号中「休職者の」を「休職にされている」に改める。

第二十九条第一号中「再任用短時間勤務学校職員」を「法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める学校職員（以下「再任用短時間勤務学校職員」という。）」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。